

国分寺市障害者基幹相談支援センター事業  
 平成 30 年度 国分寺市相談支援スキルアップ研修・支援者向け研修  
 「虐待防止と意思決定支援」  
 研修開催報告書

日 時	平成 30 年 12 月 6 日 (木)	場 所	cocobunji プラザリオンホール
	18 時 00 分～20 時 00 分	主 催	国分寺市障害者基幹相談支援センター

1. 目的

- ・ 虐待の実態や虐待がなぜ起こるのかを知る。
- ・ 障害者虐待防止法の内容を理解する。
- ・ そのうえで自分の現場で虐待やそれにつながる虐待の芽について感じる力を養う。
- ・ 一人ひとりの権利を護るうえで大切な、意思決定支援について学ぶ。
- ・

2. 講師

池原 毅和氏 (東京アドヴォカシー法律事務所 弁護士)

3. タイムスケジュール

- 18:00～18:05 開会挨拶 (国分寺市障害者基幹相談支援センター センター長 銀川紀子)
- 18:05～19:40 講師講演
- 19:40～19:55 質疑応答
- 19:55～20:00 閉会・事務連絡

4. 参加状況

参加人数：61 名

〈分野別参加実績表〉

分野	事前申込	参加実績	内訳 等
障害福祉分野	56 名	47 名	相談支援事業所 9 名, 共同生活援助事業所 11 名, 障害児通所事業所 4 名, 障害者通所事業所 4 名, 居宅介護事業所 6 名, 就労支援機関 2 名, 障害者団体 6 名, 障害福祉課 1 名, その他関係団体等 4 名
高齢福祉分野	9 名	7 名	地域包括支援センター 5 名, 居宅介護支援事業所 2 名
児童福祉分野	2 名	1 名	学童保育所 1 名 (保育園からの事前申込あり)
教育分野	2 名	0 名	(小学校, 教育相談室からの事前申込あり)
地域福祉分野等	5 名	6 名	社会福祉協議会 3 名, 民生児童委員 2 名, その他 1 名 *うち当日参加 1 名
合計	74 名	61 名	

他, 事務局 (基幹) 5 名参加

## 5. 講演内容

東京アドヴォカシー法律事務所弁護士の池原毅和氏より、「虐待防止と意思決定支援」と題し、4つの項目(①人間の多様性と可能性を支える仕事の意味、②障害者虐待防止法の概要、③虐待が起こる要因、④意思決定支援の意味と方法)に沿って講演があり、その後、質疑応答を行った。

### 《講演内容の概要》

#### ① 人間の多様性と可能性を支える仕事の意味

障害のある人が暮らしやすい社会は、すべての人にとって暮らしやすい社会である。障害は人間の一つのあり方にすぎない。障害のある人の社会生活の困難性は、多様性に対する創造力の欠如や多様性を無視した社会の作り方によって生じる。原因の解決を個人に求める、心身規範(障害がないことが望ましいとの考え方)の押し付けとなる「医学モデル」ではなく、原因の解決を社会(環境)に求める「社会モデル」の考え方で、多様性を認める社会の柔軟性や包容性(インクルージョンの考え方)が、誰もが暮らしやすい社会には求められている。

多様性の否定が行きつく先には、基準から外れた人への共感性の喪失や無視、悪意のない差別や虐待、社会の画一化、人間の尊厳の軽視等がある。多様性に対する創造力を見失うことが、意思決定の抑圧や虐待につながっていくと考える。人間と社会に対する想像力をどこまで豊かに広げられるか、多様性の尊重や平等性の保護を根底にして、多様性を支えていくことが社会福祉に関わる支援者の役割である。

#### ② 障害者虐待防止法の概要

虐待の行為者類型には、「養護者」、「障害福祉施設従事者等」、「使用者」がある。そのうち「障害福祉施設従事者等」における虐待の行為類型には、「身体的虐待、性的虐待」、「心理的虐待」、「ネグレクト」、「経済的虐待」がある。これらの虐待行為を刑事犯罪との関係で考えていくと、それぞれ、「傷害罪」、「暴行罪」、「逮捕監禁罪」、「強制わいせつ罪」、「侮辱罪」、「保護責任者遺棄罪」、「横領罪」にあたっていく。

また、虐待を防止するための施策として虐待防止法には、従事者の研修と苦情処理の体制の整備(15条)、発見後速やかな通報の義務(第16条第1項)、守秘義務の免除(第16条第3項)、通報したことを理由とする不利益処分の禁止(第16条第4項)、通報は証言や目撃や傷跡などの相当な客観的な証拠があれば事実でなかったとしても免責されること(第16条第3項)、市町村から都道府県への報告義務(第17条)、市町村長または都道府県知事の権限行使(第18条)、都道府県知事による公表(第19条)が定められている。虐待防止法は、行政取締り法規であり、都道府県や市町村がどのように介入するかを定めた法律である。これ以外に、刑事事件としての処罰(刑事責任)や民事上の責任追及(損害賠償請求)等の対象にもなっている。

#### ③ 虐待が起こる要因

虐待が起こる要因について、多様性問題に立ち返りながら考えたい。英語のことわざで、「The road to hell is paved with good intentions(地獄に至る道は善意によって舗装されている)」、というのがある。善意は時に相手にとって残酷な結果を招いてしまう、という意味で、善意が過剰な干渉になることもあり、良い結果を招かないことを意味している。

虐待が起こりやすい背景や要因には、サービス提供者側と利用者側の権力構造(力の差)が挙げられる。支援者が持つ力の差には、専門性や権威性(サービス提供者には立場や地位が法的に認められていること)、情報や経験の豊富さ、個別利用者の非不可欠性(利用者が一人二人いなくても影響がない)、組織(法人等)、

閉鎖性と密室性(社会において家族以外の人がある機会が少ない), サービス提供主体性(サービスをコントロールできる立場にある), 多数派の価値観との同朋性(社会全体の多数派に属している)等があり, 利用者側はその逆の脆弱性を持っているということを意識しなければならない。さらに, 少しでもこの構造を平らにしようと意識した取り組みをしていかなければ, 構造は権力化されていくことを覚えておく必要がある。差別や虐待は, 社会的に従属化された人々に対して生じるものである(従属性理論)。障害のある人は社会的少数派であり, 障害がないことが望ましい状態だと考えられてきた伝統的「医学モデル」を背負いながら生活している。その時点ですでに従属性が生じており, それが差別や虐待につながっていることを知っておく必要がある。また, 障害者権利条約第 19 条に, インクルーシブ(包括的)な社会で生活する権利が規定されている。脱施設化の基本となっている条文で, 地域の中でいろいろな人と一緒に暮らしていくことが望ましいことを謳っている。解釈の方向性を示した一般的意見として, 施設(権力装置)の構成要素について書かれているものを資料にまとめた。小規模のグループホームであっても, 日常生活が規則や日課等で決められていたり, 支援者の共有がみられる場合には, それも施設だと捉えられていく考え方である。今後進んでいく道標として, 参考にしてほしい。

ここまでを踏まえると, 多様性への想像力のなさが, 差別や虐待につながっていくと考えることができる。差別や虐待防止を考えていくうえでは, 自分は本当に一人ひとりを尊重できているのか, 本当は五体満足が良いと思っているのではないか, 伝統的な心身規範に対する反省的態度の欠如があるのではないか, など自分自身の心に潜んでいる意識や価値観について, 職場でもお互いに話し合い, 職員間で意識を見つめなおす必要がある。

障害のある人は, いろいろなところに不自由がある, 気の毒な社会の弱者である, という憐みの対象だった。『No Pity(憐みなんかいらぬ)』という本がアメリカで書かれている。障害のある人への憐みや善意は, 権力構造や従属性理論, 固定観念の無反省から生じる。障害のある人が生きづらくなっているのは, 社会の構造に問題があるからであって, 障害のある人を前提にしていない社会の作り方(社会の構造)があるからなのに, それを多くの人たちはまだ十分に理解していない。素朴すぎる善意で, 障害のある人を無力でかわいそうな存在として位置付け, 助けることを生きがいとしてしまうことは, 本当の意味での人間としての尊重にはならない。無意識に優越意識を持つことにもつながる。もし支援者の中に, 自分は偉いことをしているという気持ちがあるならば, そのような職業意識は間違いである。このような隠された優越意識が, 結果的に障害のある人に対する無意識の善意の虐待や差別につながっていくからである。

#### **④ 意思決定支援の意味と方法**

虐待と意思決定支援に共通して言えることは, 素朴な善意により, 多くの人々が, 知的障害や精神障害や認知症が重度な人は意思決定ができない, と見なしてしまいがちだということだ。これは意思決定における多様性とはどのようなものだろうか, ということにも関係がある。意思決定や自己決定というと, 本人が決めることだから干渉しないほうが良い, 本人に決めさせよう, という対応になりがちかもしれない。しかし, 我々が意思決定や自己決定をする時はどうだろうか。例えば, 転職や結婚などを決める時, どのように決めているだろうか。家族に相談するほか, 同僚や先輩, 友人, 知人, 必要であれば専門家に相談するのではないだろうか。自動車を一台買うにしても, 映画を観るにしても, 周りの人に意見を聞くのではないだろうか。意図的に相談をする場面ではなくても, 昼食の場面や日常会話の中で相談をして, 考えが練られていくものである。こう考えると, たった一人で何かを決めるということは, 我々の日常生活においてほぼないと言っていい。自己決定や意思決定は, 考える人の後ろ側にある, 様々な人間関係のネットワークが重要なのであって, 意識的あるいは無意識的に相談したり, 新しい情

報をもらったり、励まされたり意見されたりしながら考えて決めていく、という社会的支援がある状態が通常の意味決定であることを覚えておきたい。

また、何かを決めていこうとする時に重要となる自分の中にある知識や経験は、小学校、中学校、高校、大学、就職、結婚などの成長過程における社会参加の中で培われたものであり、それが自分の中の大きな肥やしとなって意思決定につながっていく。同僚や友人や知人等のネットワークは、成長に伴う社会参加の過程によって基礎づけられている。この社会参加の中で得られた知識と経験が蓄積されていくことで、自己決定が可能となるのである。こうして考えていくと、自己決定や意思決定は三分の二以上が社会からもたらされていると言える。自己決定はとても個人的なものだというイメージがあるが、これは全く違うイメージである。

オレオレ詐欺の手法の研究結果によると、ネットワークから切り離すこと（周囲に誰もおらず、一人きりかどうかを確認すること）が対象者を騙すための最大の戦略である、という報告があった。ネットワークにつながっている人は騙されにくく、ターゲットを孤立化させることや、ターゲットが孤立していることが間違った判断につながる、という研究報告である。障害がある人はどうだろうか。例えば、小中高と、地域の学校ではなく特別支援学校・学級等に通い、地域から切り離され、得られる知識も不十分、社会参加も不十分のため、友人もいない、同僚や先輩、知人もいない、周りには家族や医者や福祉関係者ばかり、という場合がある。まさに社会的に孤立化した、ネットワークのない状態に置かれ、その結果、本人の考える力や決定する力は失われ、力が奪われた状態になっていく。能力面からみれば、障害のない人の決定・判断能力は安定して大きく、障害のある人は小さいという現象がみられるが、その背景には社会的支援の量が全く違う状況があることを忘れてはならない。決定・判断能力の大小はその人の素質の大小にあるのだとばかり考えてきたが、そうではなく、社会的支援の量の違いにより自己決定能力に大きな差が生まれていることを考える必要がある。素質の差と社会的支援の差の部分を支援として提供し、本人が決定できるように環境も含めて支援することが、権利条約が考えている意思決定支援だと言える。

もう一方、能力への見方も考えたい。能力の判断基準の一つにIQがあるが、現在、人間の能力を科学的かつ客観的に測定できるものは、まだないと言われている。例えば、正確に能力判定ができるテストができたとしても、合格点を何点にするか、それにより能力の有無をどう判断するかは、科学的に決めることはできないと言われている。本人に決めてもらうことが大事だと考えて合格点をなるべく下げれば、決められる人の範囲は広くなり、自己決定の範囲も広がる。しかし、間違った時に損をすると困るという保護の必要性から合格点をなるべく上げることを考えると、自己決定できる人の範囲は狭まる。つまり、自己決定が大事だという考えと保護の必要性が大事だという価値観のせめぎあいにより合格点の設定が異なることになり、これは価値観の対立でもある。これを医学的に決めることはできない。しかし、「医学モデル」と同様、医者が障害のある人を自己決定が難しいと判断すれば、周囲はそう思って納得してしまう。医者の価値観によっても変わってきてしまう判断は、正確なものとは言えないことを覚えておきたい。

いろいろな人とかかわりの中で、課題を中心において物事を考え、決定していることが、私たちの社会の中で普通に行われていることだが、このように、みんなで考える輪ができなくなっているのが障害のある人と言える。みんなで考える輪ができ、本人と一緒に考える体制ができれば、知的障害の重い人も認知症の人も、物事を考えたり決めたりすることができるはずなのだ。

意志決定を支えるということは、私たちが本来もっている人間関係や、生きていく過程の中で不十分

だった知識や経験を補充する形で支援を行いながら、本人がいろいろなことを議論して決めていくことができるように支えることである。これが意思決定の支援としてとても大事なことになる。

これらのことを行いながらも、本人の意思決定を引き出すことが難しい場合がある。そういう時に支援者は何を基準に、何を大事にしなければならないのかについては、実体的基準（内容として守るべきこと）と手続的基準（手続きとして守るべきこと）が挙げられる。実体的基準には、二つの違った考え方がある。一つ目は、最善の利益を守るということ。これはどちらかという客観的に最善の利益を守るということになる。本人が何を望んでいるかということよりは、本人にとって一番良いことは何だろうか、と客観的に考えること。二つ目は、本人の価値観から何が大事かを考えること。これは代行判断基準（客観的な観点ではなく、本人の価値観を基準にする）という考え方になる。最近では、本人の価値観を大事にした考え方が中心になってきている。

代行判断基準は、本人の価値観がわかる人には適しているが、先天性の重度知的障害のある人などの場合、もともと本人がどんな価値観を持っているのか、ということ自体が周囲にわかりにくい時がある。そういう時には、「価値」というよりは、本人の望むことや、問いかけに対して喜びの表情があったかどうかなど、本人の希望や喜びを基準にして物事を決めていくという考え方もある（希望・選好基準）。また、一人ひとりに合わせて支援するという考え方（個別的・適応性）、いくつかの選択肢の中で一番自由が大きいところを選ぶという考え方（自由最大化）、なるべくいろいろな人が住んでいる場所に住むことや、なるべく多様な人が関わっているサービス形態を利用するという考え方（包容最大化）、なるべく身体や心に対するダメージが小さいものを選ぶという考え方（侵襲最小化）、そのままの心身の状態を尊重する考え方、がある。本人の考えが本当にわからない時には、決定的な判断はせず、本人の代わりにする選択はあくまでも暫定的・保存的なものに留め、本人の能力（意識）が回復したり上がった時に本人に決めてもらうようにするという考え方もある（暫定性・保存性）。認知症や知的障害において、現状では能力の回復がかなり難しいと思われる場合もあるが、基本的には人間の能力には回復可能性があり、発展的成長や回復があると信じて支援する姿勢が大切になる。

手続的基準には、あくまでも支援者は本当に必要な期間だけ代わりに決めるピンチヒッターであること（最短期間性・ピンチヒッター）、成年後見については裁判所の定期審査を受けなければならないこと（定期審査・司法審査）がある。また、本人の立場にたって意思決定の支援をしている立場でも、関わりすぎてしまうなかで無意識の権利侵害（お節介）をしてしまう危険性があるため、また別の立場・観点から本人を支援する人にも関わってもらったほうが良い（アドヴォケートによる弁護）ということもある。更に、当たり前のことだが、支援者が本人と利益が対立する立場には立たないようにする必要があり、どうしても利益が対立してしまう場合には支援には関わらないようにすること（利益相反関係の禁止）も必要である。

## 《質疑応答》

**Q：施設（権力装置）の構成要素についてももう少し詳しく教えてほしい。**

A：脱施設化の基本となっている条文である障害者権利条約第 19 条の中で、障害のある人は施設で生活するのではなく地域で生活するべきだ、という考え方のもと、施設というものは何なのか、施設に共通している特色や独特な文化に着目して、施設の構成要素が挙げられている。これらの構成要素が出揃うと、利用者人数や施設の有無にかかわらず、施設と変わらない抑圧された環境を生みやすいと考えら

れている。権利条約加盟国に求められる視点としてまとめられているものである。

資料にあるように、複数の利用者が支援者を共有することで、支援者と利用者間に融通がきかない関係性が生じていることは施設に共通している。また、利用者側の意向や選好が反映されず、施設側から担当する支援者が決められることや、居住空間が街中ではなく人里離れた山奥などの中心地から孤立しているところにあること、いつ何を食べるかや入浴時間、就寝時間などの日常的な決定が利用者にはコントロールできないこと、友人等が宿泊禁止になっていることも含めて誰と生活するかを決められないこと、1週間の流れや、朝から夕方までの日課をルーティンとして守らなければならない状況があること、個別化されておらず集団化されていて、複数人で同じような作業を同じような時間で行う等、集団的に処遇されていること、間違いやけがを防ぐために過剰に対応されてしまうこと、個々の利用者の生活の仕方について、支援者からスーパーバイズ（監督）される形で指示的に決められてしまうこと、障害のある人しかいない場所で住んでいること、などが施設の構成要素として挙げられている。

こういう構造の中にいると、利用者が意思や考えや好みなどを自発的かつ積極的に発言できなくなり、支援者側に抑圧の意識がなくても、抑圧された環境に置かれていく。日常が抑圧的な施設構造になってしまうことが、施設の共通項となっている。これらのすべてをなくすことはできなくても、一つひとつ検証して乗り越えていく努力が、障害者権利条約の加盟国には求められている。

## 6. まとめ

今年度より毎年1回、権利擁護・虐待防止を大テーマとした研修を、障害者(児)に関わる支援者に向けて広く呼びかけて開催することになった。今回はその第1回目として、障害者虐待防止法の理解と共に、虐待がなぜ起こるのかを理解し、虐待の芽について感じる力を養うことを大きな目的として講演会を行った。また、権利擁護を考える上で大切な意思決定支援についても、支援の考え方への基本的理解を促し、実際の支援に活かせるよう、講演のテーマに組み込む形をとった。研修対象者は障害福祉分野に限らず、高齢福祉分野、児童福祉分野、地域福祉分野、教育分野等と、障害者(児)支援関係者を広く想定した形での研修開催周知を行い、当日欠席とはなったものの、小学校や教育相談室等の教育分野からの研修申込があったことは、今後の地域における支援ネットワークを強化していく上で、意味がある反応だったと捉えている。

今回の研修会において、虐待防止については、虐待防止法の内容に関する基礎的講義を通して、虐待が起こる要因や虐待の芽について構造的に理解する視点を得ることができた。私たち支援者の心の中にある無意識の意識を捉えなおす機会にもつながった、という意見は、研修アンケートの感想からも多く読み取ることができる。また、意思決定支援については、今回の研修会が意思決定支援を捉えなおす機会となった、という感想が多かった。自己決定や意思決定は、本人のこれまでの社会参加によるネットワークの存在の有無が重要なのであって、ただ本人が決めれば良いということではないという理解を、研修によって得ることができた。本人が決めることができるように、不十分な情報を補い、環境も含めて支援をする必要がある、という学びは、多くの参加者が今回の研修の成果として感想に挙げている。

一方、今回は、特に虐待防止については、概念的理解を促す講義内容が多かったため、具体的な事例を交えた支援イメージが欲しかった、という意見も多くあった。今回の研修会を虐待防止への理解の導入と位置づけ、来年度以降は具体的に支援の現場での実践イメージが付きやすい形での研修会ができるよう、講師選定も含め準備していく必要がある。基本を押さえながらも、連続性のある研修会企画ができるよう、来年度に向けた検討を行っていく。

## 7. 参加者アンケート集計報告

研修参加者：61名 アンケート回収：48名 (回収率：79%)

### ①本日の研修はいかがでしたか

たいへん参考になった	22名 (46%)
参考になった	22名 (46%)
普通	2名 (4%)
あまり参考にならなかった	1名 (2%)
その他	0名 (0%)
無回答	1名 (2%)

#### 【意見抜粋】

- ・現在支援している障がい児たちが大人になった時に関わってくる内容だと感じ、参加した。日常の保育の中で、虐待と言われてしまう案件も多く、自分の身を護るためにも勉強していきたい。
- ・パターンリスティックが良くないという考えも一種の価値観なのではと、自閉症の方の安定、理解のしやすさがパターンによることを思い浮かべて、戸惑う面もあった。
- ・基本の部分に立ち返って、改めて学ぶことができた。自分の価値観の固定化に気付かされた。
- ・意思決定支援について、本人が決めたらいいということしか考えていなかった。意思決定支援について考えさせられた。
- ・意思決定支援について、わかりやすい説明があり、とても整理できた。
- ・意識の持ち方、世界的考え方は勉強になった。
- ・多様性を前提にする「社会モデル」が必要。自分が当たり前と思っていることが当たり前ではない。
- ・障害の方、認知症の方の立場がすでに平等でないことについて、その権利の主張をどのように把握するのかを知りたかった。
- ・障害者の意思に沿うことの難しさを知った。
- ・障害者権利条約19条を深く掘り下げたことがなかった。現在にもつながることが多くある。
- ・自分の内にある価値観、差別観を改めて見直す機会となった。
- ・想像することがとても大切だと思った。
- ・自己決定の背景には、今までの経験や知識、何気なく話や相談できる人がいることなど、様々な社会的要因があり、ただ自分で決めさせるだけが自己決定にはならないという話が大変興味深かった。

### ②「虐待防止と意思決定支援」について理解することができましたか？

よく理解できた	10名 (21%)
理解できた	28名 (58%)
普通	5名 (11%)
あまり理解できなかった	3名 (6%)
その他	0名 (0%)
無回答	2名 (4%)

#### 【意見抜粋】

- ・現場でストレスや違和感を感じた時に、「その違和感は何から生じているのか？」「何で自分は今いらだっているのか」など、一回立ち止まって自分を客観視することで虐待は防げると思う。
- ・事例があると良かった。
- ・知識不足で内容が難しかった。

- ・初心者向きで分かりやすかった。
- ・パターンリスティックな視点について。「利用者」として管理されていることや、失敗する権利について考えさせられた。
- ・施設そのものが権力装置と考えられることが、新しい視点だった。
- ・意思決定支援は一人でなく、いろいろな方との関係が大切だと思った。
- ・善意の虐待がある。
- ・よいと思ったことでも、虐待につながってしまうことについて考えさせられた。
- ・虐待と善意の支援の線引きについて、もう少し具体的に、現場の様子や事例などを混ぜて説明してほしいかった。
- ・心身規範は人それぞれ違うものなのに、多様性に対する創造力が自分には働いていないかもしれないと、ぞっとした。
- ・意思決定支援のとらえ方を考えさせられた。
- ・「構造」を意識することを学んだ。
- ・何が虐待になってしまうのか、どういうことに気をつけるべきなのか、とてもわかりやすかった。

### ③今後、実際の業務で取り組めそうなことは見つかりましたか？

- ・「多様性」という言葉が独り歩きしていることが多々あると思う。だからこそ、抽象的にではなく、多様性について、いかに具体的に深く考えるかが必要であると思う。
- ・個別に合わせた支援をしていきたい。
- ・障害を持っている方が生きづらい社会の構造になっているというなかで、住みやすい世の中にしていくためにはどうすればいいかを考えながら、業務に取り組んでいきたい。
- ・資料の「実体的基準」が大変参考になった。支援の時の参考にしたい。
- ・善意の差別をあらためて考えたい。
- ・善意による虐待は無意識にある気がする。良かれと思って、本人の代わりにやって“あげる”ことは多いと思う。気をつけなければと反省した。
- ・「多様性の想像力のなさ」への視点を学んだ。
- ・自分の心の底に何があるのか、考えることの大切さを思った。
- ・支援を行う上で、自分を知ることが大切だと思った。自分の心の中にどういう意識が潜んでいるのか、もう一度考えたい。
- ・自分が行っていることをふり返ることが大切だと思った。
- ・支援にあたり、初心に戻った様に思う。
- ・事業所に持ち帰り、よく話し合いたい。
- ・言葉の伝え方で虐待になる可能性もあるかもしれないので、声かけにも気をつけようと思った。
- ・意識をもって業務に取り組んでいきたい。資料の「支援的関与と比例する濫用防止」を役立てたい。
- ・関係性を大事にし、一緒に考えていくこと。
- ・優越性の自覚を心の中心におきたい。
- ・地域の中で安心して暮らしていけるように、社会資源を有効に使い、経験をたくさんできるような支援を、個を大切に、支援者が多様な考え方をもって支援する。
- ・支援にあたる中で、人と人として関係性を丁寧に作っていくことを大事にしていきたい。
- ・支援する時、優越感を持たないように心がける。
- ・自身の行動、言葉、姿勢を意識していきたい。



- ・一人の支援者を複数の利用者が共有する関係があってはならないという話に納得した。マンツーマン支援に力を入れていきたい。
- ・支援的関与と比例する濫用防止（PIS）を頭の中に入れながら仕事をしていきたいと思います。
- ・多様な人たちと関わる生活環境や社会的経験が得られているかという視点で、その方の生活を見ていこうと思った。
- ・意思決定について、支援者個人の価値観での判断は最善ではない。職場内の職員間の意見交換が改めて大切であり、障害のある人がおかれている状況や立場を想像することも大切だと思った。
- ・利用者に何かを決めてもらう時、適切に情報提供できているか、何か圧力をかけていないかなど、気を付けたいと思った。

④その他今後の研修で取り上げて欲しい内容や研修会への要望等ご自由にお書きください。

- ・障害福祉分野における、新しいテクノロジーの活用について考えられるセミナー研修をぜひしてほしい。
- ・今回を導入とするならば、今後、現実的な話をお願いしたい。理想と現実のギャップなどききたい。
- ・意思決定するための具体的な支援やアプローチの方法、工夫の事例を聞きたい。特に、知的障害の方はどのくらい理解しているのかを見極めるのが難しいことを日々の関わりで悩んでいる。
- ・大きなテーマ“虐待”と“意思決定支援”と盛りだくさんだったので、どちらか一つのテーマで取り上げてほしい。
- ・施設職員が虐待防止、発見、対応にどう取り組んだらいいか。
- ・精神障害に対する対応、理解、支援について。
- ・障害者が社会に入ると生産性が下がると言う意見に対し、どのような答え方がベストか知りたい。
- ・社会福祉士の方々による研修会を聞いてみたい。
- ・今後増え続けるであろう医療的ケアの必要な人に対する支援についての研修
- ・利用者と職員との関係において、利用者ひとりひとりの気持ちや人格、性格を大切にしたい。また、職員間での連携に難しさを感じることもあるので勉強したい。

⑤所属している団体についてお教え下さい。

障害福祉分野	： 27名	児童福祉分野	： 4名
高齢福祉分野	： 8名	行政機関	： 0名
教育機関	： 0名	その他	： 8名（学童保育、民生委員、社協、市民）
無回答	： 2名		